

関西広域連合と株式会社 PR TIMES との域内企業等の 効果的な情報発信の支援等に関する協定書

関西広域連合（以下「甲」という。）と株式会社 PR TIMES（以下「乙」という。）は、甲の構成府県市の区域内に本店又は事業所を有する企業・団体（以下「域内企業等」という。）の効果的な情報発信の支援等に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、域内企業等の効果的な情報発信の支援等により、域内産業の振興を図ることを目的とする。

（連携及び協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携及び協力するものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- (1) 乙の提供するプレスリリース配信サービス「PR TIMES」（以下「配信サービス」という。）を活用した域内企業等の効果的な情報発信の支援に関する事項
- (2) 企業の情報発信に係るセミナーの共催に関する事項
- (3) 配信サービスを活用した広域産業振興施策等の情報発信に関する事項
- (4) その他甲及び乙が協議して、域内企業等の効果的な情報発信の支援等に必要と認める事項

（経費）

第3条 前条に定める事項において、甲及び域内企業等が、配信サービスを使用する場合、その利用料は原則無償とする。

2 前項に掲げるもののほか、前条に定める事項の実施にあたり要する経費の負担については、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（担当部署）

第4条 本協定にかかる担当部署は、甲については関西広域連合広域産業振興局とし、乙については株式会社 PR TIMES パートナービジネス開発室及び第二営業部とする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による解約の意思表示がない場合には、本協定は同一条件により、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様に更新するものとする。

(秘密情報及び個人情報の取扱い)

第6条 甲及び乙は、本協定の履行に関連して知り得た相手方の秘密情報及び個人情報について、法令に基づく場合を除き、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、本協定の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定終了後も有効に存続するものとする。

(免責及び責任の範囲)

第7条 本協定に基づく配信サービスの提供に関し、配信結果、報道結果、掲載状況等について、甲及び乙は、いかなる保証も行わないものとする。

2 配信サービスを利用した企業が配信するプレスリリースの内容については、当該利用企業が一切の責任を負うものとし、甲及び乙は、その内容に起因して生じた損害について責任を負わないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲及び乙は、本協定の締結をもって、自ら又はその役職員が反社会的勢力に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2 前項に違反した場合には、相手方は、何らの催告を要せず、本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

(協議解決)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年2月26日

(甲)

大阪府大阪市北区中之島 5-3-51
関西広域連合
広域連合長 三日月 大造

(乙)

東京都港区赤坂 1-11-44
株式会社 PR TIMES
代表取締役社長 山口 拓己